

2023年4月

破産管財人による債務の承認と消滅時効の関係 —別除権者との交渉過程等での債務承認に 消滅時効の中断の効力を認めた最新判例—

弁護士 関端 広輝 / 弁護士 片山 いずみ

Contents

破産手続が開始された者の所有財産に担保権が設定されている場合、担保権者は、通常、自身の有する被担保債権について、当該担保目的物からの回収を試みることになります。

そして、破産手続において破産管財人が選任されていれば、当該担保目的物の処遇や被担保債権の回収に関し、担保権者が問い合わせや交渉等を行う相手は、当該破産管財人となります。

このような担保権(別除権)をめぐる交渉の過程等で破産管財人が行った、被担保債権に関する債務の承認について、消滅時効を中断する効力を認める最高裁判所の判断(最高裁第三小法廷令和5(2023)年2月1日決定)が出されました。

本ニュースレターでは、破産管財人による債務の承認と消滅時効の関係に関し、破産手続が開始された場合の被担保債権回収手段や、当該最高裁決定の内容に触れつつ、解説します。

- I. 破産手続開始後における被担保債権の回収
- II. 破産管財人による債務の承認
- III. 最高裁第三小法廷令和5(2023)年2月1日決定

I. 破産手続開始後における被担保債権の回収

1. 破産手続における担保権の取扱い(別除権)

破産法上、破産債権(破産法2条5項。破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であつて、財団債権に該当しないもの。)は、破産手続によらなければ権利行使ができないことが原則とされています(同法100条、42条1項・同条2項)。つまり、破産債権を有する債権者は、基本的には、破産手続に従って配当を受けることしかできません。しかし、その例外の1つとされるのが「別除権」です。

別除権とは、破産手続開始の時に破産財団に属する財産につき、抵当権や根抵当権等の一定の担保権を有する者が、担保目的物である財産について、破産手続によらずに行使できる権利です(破産法 2 条 9 項、65 条 1 項)。別除権を有する者を、「別除権者」といいます(同法 2 条 10 項)。

2. 別除権者が取り得る回収手段

(1) 担保権の実行

前述のとおり、別除権は破産手続によらずに行使することが認められていますので、別除権者は、破産手続の開始後にも、民事執行法等の定めに従って担保権を実行することが可能です。たとえば、破産者所有の不動産に抵当権を設定していた別除権者¹は、担保不動産競売手続(民事執行法 180 条以下)を申し立て、競落代金から被担保債権を優先的に回収することが認められます。

(2) 任意売却

もともと、実務上は、破産管財人と別除権者との間で協議を行い、売却代金の分配や諸費用の分担、及び担保権の抹消について合意した上で、担保目的不動産を第三者に任意売却するという方法が取られることもよくあります²。

任意売却であれば、内覧や退去にあたって破産者の協力を得やすいこともあり、競売に比して高い価格での売却が期待できる上、別除権者としても競売等の手間やコストもかけずに済みます。さらに、別除権者との協議次第では、売却代金の一部を破産財団に組み入れることも可能となるため、破産管財人としても、担保目的物たる不動産について、まずは任意売却を目指して売却先を探索したり、別除権者と協議や交渉を行ったりすることが多いといえます。

(3) 不足額の取扱い

競落代金や任意売却代金から被担保債権の全額が回収できず、かつ、破産者が被担保債権の債務者である場合、別除権者はその不足額について、破産債権者として権利を行使できます(破産法 108 条 1 項)。ただし、別除権者が簡易配当や最後配当を受けるためには、所定の期間内に別除権に係る担保権の行使によって弁済を受けることができない債権額(確定不足額)の証明が必要となります(破産法 198 条 3 項、205 条)³。破産管財人が関与する任意売却では、競売に比して、この確定不足額の証明が容易になるという点も、任意売却のメリットとして挙げられます。

3. 破産管財人による担保目的物の放棄

一方で破産管財人は、担保目的物たる不動産の換価を試みたものの困難であると判断した場合、裁判所の許可を得た上で、破産財団から放棄することもできます(破産法 78 条 2 項 12 号、破産規則 56 条)。

本稿で後に言及する最高裁決定(最高裁第三小法廷令和 5(2023)年 2 月 1 日決定。以下「本最高裁決定」といいます。)の事例も、破産手続開始後に、破産管財人が、担保目的物たる不動産の任意売却を検討して

¹ ただし、別除権が破産手続上の効力を認められるためには、対抗要件の具備が必要となる。

² 破産管財人が、被担保債権全額又は別除権者と合意した金額を弁済し、担保目的物に付された担保権を消滅させることを、「受戻し」という(破産法 78 条 2 項 14 号参照)。

³ なお、根抵当権の被担保債権(破産債権)のうち極度額を超える部分の額については、証明がない場合も不足額とみなされる(破産法 196 条 3 項、198 条 4 項、205 条)。

別除権者と交渉を行ったものの、その後断念し、裁判所の許可を得て、当該不動産を破産財団から放棄したという事実関係でした。

II. 破産管財人による債務の承認

1. 債務の承認に関する民法上の定め

破産管財人による債務の承認について述べる前提として、まず、債務の承認に関し、民法が定めている内容を簡単に確認しておきます。

(1) 債務の承認の意義及び効果

民法 152 条 1 項は、「時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。」と定めています。すなわち、左記の民法上の定めに関する「権利の承認」があったときは「時効の更新」の効果が生じ、時効の完成が認められるためには、それまで経過していた時効期間にかかわらず、またゼロから時効期間を経過することが必要となります。

消滅時効における「権利の承認」とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を喪失する者に対し、その権利が存在することを知っている旨を表示することをいい、形式上の制限はありません⁴。すなわち、典型的には、債務者が債権者に対して債権の存在を知っている旨を表示することが「債務の承認」であり、たとえば支払猶予の申入れ等もこれに該当します。

債務の承認があったときは、当該債務について、消滅時効が更新される(その時から新たに時効が進行を始める)こととなります。ただし、承認には、時効を更新しようとする意思は必要ないと解されています⁵。

(2) 債務の承認に必要とされる権限

民法 152 条 2 項によれば、債務の承認をするには、「相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない」こととなります。

もともと、立法上の沿革や民法 152 条 2 項の反対解釈から、債務の承認を行う者は、相手方の権利につき、「管理」の能力や権限を有することは必要と解されており、判例上も同趣旨の判断がされています⁶。

2. 破産管財人の権限

前述のとおり、債務の承認を行うためには、相手方の権利につき「管理」の能力や権限は必要と考えられるため、破産管財人が債務の承認を行う場合、対象となる債務につき、破産管財人が管理権限を有しているといえるかが問題となります。

破産法上は、78 条 1 項において、「破産手続開始の決定があった場合には、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、裁判所が選任した破産管財人に専属する。」と定められており、破産管財人が、「破産財団に属する財産」について管理権限を有することは明らかです。

⁴ 我妻榮ほか著『第 8 版 我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—』(日本評論社、2022 年)310 頁、318 頁)

⁵ 大判大正 8(1919)年 4 月 1 日民録 25 輯 643 頁参照。

⁶ 前掲大判大正 8(1919)年 4 月 1 日、大判昭和 13(1938)年 2 月 4 日民集 17 卷 87 頁参照。

もつとも、厳密には、破産管財人が債務の承認を行うにあたって管理権限を有する必要がある「相手方の権利」は、消極財産たる負債であるため、破産法 78 条 1 項に定める「破産財団に属する財産」の範囲に、消極財産たる負債まで含まれるかは議論の余地があり、破産財団とは破産債権者に共同の満足を与える財源として金銭的価値のある積極財産(資産)を意味し、負債のような消極財産は含まれないと述べる文献も存在しました⁷。その一方で、破産債権の譲渡につき、譲渡人が破産管財人に通知し、又は破産管財人が承諾しなければ、破産管財人に対抗できないとした判例⁸等を根拠に、負債にも破産管財人の管理権限が及ぶという主張もあるところでした⁹。

この点、本稿で後に言及する本最高裁決定では、破産法 78 条 1 項に加えて、同法 44 条(破産手続開始決定時に係属する破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続の、破産管財人による受継等についての定め)を参照し、破産管財人の権限は、「破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである」と判示しました。

Ⅲ. 最高裁第三小法廷令和 5(2023)年 2 月 1 日決定¹⁰

1. 事案の概要

本最高裁決定は、根抵当権(以下「本件根抵当権」といいます。)が設定されていた破産者所有の不動産(以下「本件不動産」といいます。)につき、破産管財人が破産財団から放棄して破産手続も異時廃止となった後に、本件根抵当権の実行としての競売が開始されたという事実関係に関するものでした。問題となったのは、破産手続中に破産管財人が別除権者に対して行った、本件根抵当権の被担保債権(以下「本件被担保債権」といいます。)に係る債務承認の効果(消滅時効の中断の効果が発生するか¹¹)でした。

破産管財人は、破産手続中、一旦は本件不動産の任意売却を試みて根抵当権者(別除権者)と交渉したものの、結局売却を断念し、その後、破産裁判所の許可を得て当該不動産を放棄したという経緯がありました。そして、任意売却を検討していた間の別除権者との交渉過程、放棄の事前通知(破産規則 56 条後段)、及び、放棄後の通知に際し、別除権者に対し、本件被担保債権につき、債務を承認した(以下「本件債務承認」といいます。)ことが認定されています。

2. 本最高裁決定の概要

本最高裁決定は、結論として、破産管財人による本件債務承認は、本件被担保債権の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当であると判断しました¹²。

⁷ 山木戸克己著『破産法』(青林書院、1974 年)106 頁

⁸ 最判昭和 49(1974)年 11 月 21 日民集 28 卷 8 号 1654 頁

⁹ 酒井廣幸著『民法改正対応版』続 時効の管理』(新日本法規出版、2020 年)427 頁

¹⁰ https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/746/091746_hanrei.pdf

¹¹ 本最高裁決定は、2020 年債権法改正前の民法が適用された事案であるため、引用されている民法はいずれも改正前の条項であり、債務の承認の効果も、時効の更新ではなく時効の中断である(改正前民法 147 条 3 号)。

¹² 本最高裁決定の事案では、破産管財人は①交渉、②事前通知、③放棄通知の少なくとも 3 回にわたって、別除権者に対し本件被担保債権が存在する旨の認識を表示したことが認定されているようにも読める。その場合、左記の表示はいずれも債務の承認に当たり(本稿第 2 の 1(1)に記載の債務の承認の意義参照。)、厳密には 1 度目の承認によって時効の中断の効力が発生したと考えるのが自然といえるが、この点につき本最高裁決定では明言されていない。

その理由付けは、概ね以下のようなものでした。

- 債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断の効力が生ずるためには、その者が債務者の財産を処分する権限を有することを要するものではないが、管理する権限を有することを要する(改正前民法156条参照)。
- 破産管財人はその職務を遂行するに当たり、破産財団に属する財産に対する管理処分権限を有するところ(破産法78条1項)、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである(同法44条参照)。
- 破産管財人が別除権の目的である不動産の受戻し(破産法78条2項14号)について別除権者との間で交渉したり、当該不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に別除権者にその旨を通知したりすることは、いずれも破産管財人がその職務の遂行として行うものである。
- 上記の交渉や通知に際し、破産管財人が別除権者に対して、当該別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をすることは、職務の遂行上想定されるものであり、破産管財人の権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為といえる。

3. 本最高裁決定の意義

本最高裁決定が出される前、破産管財人による債務承認の効果については、結論としてそれを否定した大審院判例(大判昭和3(1928)年10月19日民集7巻11号801頁。以下「本大審院判例」といいます。)がありました。しかし、本大審院判例は、破産管財人が破産手続外で行った、通常は想定されない債務の承認であり、裁判所の判断の射程は限定的と考えられるものでした。

一方、本最高裁決定は、破産管財人の権限の範囲について示した上で、その権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為と言える限り、破産管財人による債務承認には時効中断の効果が認められると述べ、かつ、その効果を、破産手続の異時廃止後にも認めていますので、今後、本最高裁決定における判断の射程や実務への影響が注目されます。なお、本最高裁決定は、本大審院判例について言及し、「破産管財人の職務の遂行の範囲に属する行為に係る本件とは事案を異に」する旨を明言しています。

本最高裁決定と本大審院判例の比較や、本最高裁決定が実務に及ぼす影響等に関しては、商事法務ポータル上の重要ニュース速報(<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=20186236>)もあわせてご覧ください。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 関端 広輝

hiroki.sekibata@amt-law.com

Tel : 03-6775-1059

Fax: 03-6775-2059

弁護士 片山 いずみ

izumi.katayama@amt-law.com

Tel : 03-6775-1310

Fax: 03-6775-2310

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com